

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和6年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とします。

令和6年1月29日

支出負担行為担当官

旭川開発建設部長 岩下 幸司

1 業務概要

(1) 業務名及び業務概要

旭川開発建設部管内 道路気象情報提供

(旭川開発建設部が直轄管理する国道および高規格幹線道路を安全かつ効率的に維持管理するため、管内の道路管理者等を対象に、管内全域及び隣接する地域に関する災害予測等も含めた気象情報をリアルタイムに配信することを目的としたものである。)

(2) 業務内容

- 1) 道路管理気象情報提供（携帯 web サイト）
- 2) 緊急道路管理情報通知（メール配信）

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」で北海道地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、競争参加資格のない者は、企画提案書提出時までに競争参加資格の決定を受けていること。

(3) 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 技術力に関する要件

気象業務法第17条の予報業務許可事業者であり、北海道内の予報許可を有していること。

(6) 技術者等に関する要件

気象業務法で定める気象予報士の資格を有する者。

(7) 業務執行体制に関する要件

予定配置担当者（気象予報士）については、業務期間内において各種予測情報を24時間体制で提供できる体制を配備出来ること。

本業務に必要な気象庁の発表する各所情報を受注者が直接受信できるシステムを保有しているとともに、情報提供を行うシステム（ソフト）を有していること。

(8) 業務実績に関する要件

企画提案書を提出する者に対する業務実績に関する要件は、次のとおりとする。

平成25年度以降に完了した業務において、下記〔1〕の実績を有すること。なお、受注実績回数は問わない。

〔1〕同種業務：国、都道府県、市町村への気象に関する情報提供業務又は作業
※業務又は作業を確認できる資料を添付すること。

3 手続等

(1) 担当部局

〒078-8513 北海道旭川市宮前1条3丁目3番15号

北海道開発局 旭川開発建設部 契約課 上席契約専門官

電話 0166-32-2379

電子メール hkd-as-open@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和6年1月29日から令和6年3月28日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く 毎日、9時から16時まで）

イ 交付場所

(1)に同じ

ウ 交付方法

交付場所において直接交付する。ただし、上記交付場所での交付を受けることが困難な場合（郵送等を希望する場合は、上記3(1)の担当部局に連絡すること。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

令和6年2月19日12時00分 上記(1)に同じ。 持参、郵送（書留郵便に限る。）、電子メール又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（信書便にあっては送達記録のあるものに限る。）によること。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出並びにヒアリングに要する費用は、提案者側の負担とす

る。

- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 企画提案書を特定された提案者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) 本業務に係わる見積決定及び契約締結は、当該業務に係わる令和6年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする（本業務にかかる見積決定及び契約締結は令和6年4月1日とするが、当該業務にかかる令和6年度予算成立が4月2日以降となった場合は、予算成立日とする。また、暫定予算となった場合は、暫定予算の期間分のみ契約とする）。
- (9) その他の詳細は説明書による。